

議 会 資 料	議 案 第 17 号
総 務 課	

志摩市情報公開条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

審査請求制度は、審査請求がなされた行政庁(以下「審査庁」という。)が審査請求の適法性を審理し、処分を実施した行政庁(以下「処分庁」という。)の判断が妥当であるか否かについて裁決を行うことで、簡易な手続による国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を目的として創設された制度です。

公文書開示請求に対して行われた部分開示決定処分又は不開示決定処分に不服がある場合に、開示請求者は、当該処分について審査請求を行うことができます。

審査請求がなされた場合、審査庁が処分庁の実施した部分開示決定処分又は不開示決定処分について、その妥当性を審理することになりますが、審理手続の一環として、当該審査請求が明らかに不適法である場合を除き、志摩市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問を行うこととなっております。

しかし、事案によっては、処分庁が審査請求人の主張を全面的に認容し、部分開示又は不開示となっていた情報を公開すべきと判断することがあります。

このような場合であっても、現在の市の条例では、審査会への諮問を行わなければならないため、審査請求人・処分庁の間に不開示部分を巡る争いがないにもかかわらず、当該部分の開示まで相当期間を要することとなります。

本案は、この状況を改めるため、審査請求人・処分庁の双方に不開示部分に関する争いがない場合は、審査会への諮問を不要とする改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

志摩市情報公開条例第 15 条は、審査会への諮問が不要な場合として「当該審査請求が明らかに不適法であるとき」の 1 類型のみ規定していますが、これを次のように改正します。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求人の主張の全部を認容する場合(当該公文書の公開について、反対意見書が提出されている場合を除く。)

3. 改正による効果等

審査会への諮問を行うと、審査に約 6 ヶ月程度要していましたが、その期間が不要となるため、審査請求人は、求める公文書の開示を早期に受けることができるようになります。

志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(審査請求があった場合の措置) 第15条 実施機関は、開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、<u>当該審査請求が明らかに不適法であるとき</u>を除き、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて、志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志摩市条例第26号)第12条に規定する志摩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	(審査請求があった場合の措置) 第15条 実施機関は、開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>を除き、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて、志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志摩市条例第26号)第12条に規定する志摩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。 (1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u> (2) <u>裁決で、審査請求人の主張を全部認容する場合(当該公文書の公開について、反対意見書が提出されている場合を除く。)</u>